

米軍の構成員、軍属、家族の出入国（昭和27年5月）

米軍の構成員、軍属、家族の出入国

1. 昭和27年5月日米合同委員会において次のように合意されている。
2. 米軍用船舶又は航空機の出入する海港及び空港
  - (イ) 協定第5条第1項に定める軍用船舶及び軍用航空機は、通常開港又は米軍の管理する空港から出入する。ただし、米軍関係者以外の乗客又は乗員が輸送される時は、左の港から出入国するのを原則とする。  
東京、川崎、横浜、横須賀、清水、名古屋、四日市、和歌山下津、大阪、若松、博多、三池、唐津、佐世保、長崎、鹿児島、津久見、舞鶴、神戸、宇野、呉、広島、新居浜、岩国、徳山下松、下関、門司、八幡、敦賀、青森、釜石、塩釜、函館、小樽、釧路、室蘭、羽田空港、岩国空港
  - (ロ) 日本当局による検疫に服する人、動植物を日本に輸送する時は指定された検疫港から出入するものとする。
  - (ハ) これらの軍用船、航空機は緊急の場合は、他のいずれの日本国の港又は空港にも入ることができる。
3. 通告
  - (イ) 軍用船舶又は航空機は米軍関係者以外の乗員又は乗客が乗船（機）しているときは、船舶又は航空機の長は、直接又は、港所在の米軍連絡機関もしくは、代理店を通じ日本の税関又は入管港出張所に通告を行っている。これらの乗員、乗客に対する上陸審査は、日本側出先機関と現地米軍側との間に特別の取極のある場合以外は、日没後は行なわないものとする。  
又、米軍関係者以外の乗客を乗せている米軍用機が、米軍の管理する空港から入国する必要のおきた場合は、関係米軍当局はこれらのものを最寄りの入管及び税関の港出張所まで輸送し、日本国への入国手続を行なわせなければならない。
  - (ロ) 右の外、軍用船舶が日本国の港に入るときは、一般的に入港の通知を行なわなければならないが、この通告は港湾管理者又は港長に対して行なわれるものである。
  - (ハ) 緊急の場合に米軍用船舶が開港以外の避難港に入港したときは、すみやかに日本側入管、税関、海上保安庁の出先機関に通告しなければならない。
  - (ニ) 港に所在する米軍連絡機関は当該港に入った米軍用船舶又は航空機について、その資格を立証する書類を入管及び税関出張所に提出しなければならない。又、港にある船舶又は航空機がその軍用の資格を喪失し又は軍用の資格を取得したときは、直ちに最寄りの入管、税関、海上保安庁及び航空局の出先機関に通報しなければならない。
4. 不法入国者の送還  
米軍用船舶又は航空機に乗船（機）し、日本へ不法入国した者があつたときは、米軍は直ちにその者を本邦外に輸送しなければならない。  
又、これら船舶又は航空機に乗っているものが、入国審査官によって上陸を拒否されたときも同様である。
5. 構成員（現役軍人をいう）、軍属、家族の出入国手続
  - (イ) 米軍構成員は日本国への出入国に当り左の文書を所持しなければならない。
    1. 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分ならびに写真をかかげる身分証明証。
    2. 米軍構成員としての身分、又は地位及び命令された旅行を証明する旅行命令書。
  - (ロ) 軍属、家族は日本国への出入国に当り左の文書を所持しなければならない。
    1. その者の身分の記載のある米国旅券（米国と他との二重国籍者の場合を含む。）  
緊急やむを得ない場合で旅券を取得する時間的余裕のない場合は、その者が旅行命令書を

所持していれば、入国の際は旅券に代えうるものとされているが実例は殆ど無い。

2. 日本国民である米軍構成員、軍属の家族は日本旅券又は日本政府の発給したこれに代る旅券文書。

(ハ) 日本へ入国した米軍関係者が休暇又は臨時軍務で出入国する場合。

1. 軍人は旅行期間をカバーする旅行命令書又は休暇命令書及び前記（イ）1. に定める身分証明書。

2. 軍属及び家族

各所属部隊司令官による「出国及び再入国許可」の裏書のある旅券、又は旅行命令書。

(ニ) 米軍関係者が米軍用船舶又は航空機により入国する場合は、一般に通常の入国税関施設から分離された別個の施設において手続を行う。この場合、入国する米軍関係者が前記の文書を所持していることを確認し、各人の通関証明書（税関申告書）の写の税関への提出を確実にすることは米当局の責任とする。

(ホ) 一般の商業船舶又は航空機により輸送される米軍関係者は、原則として日本国法令による出入国手続に従わなければならない。

## 6. 乗員の上陸

米軍当局は米軍用船舶又は航空機の乗員の不法上陸を防止するため必要な措置をとらなければならない。

(イ) 米軍の管理する船舶、航空機

1. これらの船舶又は航空機の乗員は、大部分米軍関係者以外のものであるから、日本国の港において上陸するときは、寄港地上陸許可書の発給をうけなければならない。

当該船舶等が出港する際は、船（機）長は、上陸を許可された全ての乗員が帰船していることを確認報告の上、当該、港入国審査官に発給された寄港地上陸許可書を返還しなければならない。入国審査官は必要がある場合は、これらの乗員の個別的点検を行う。

2. 寄港地上陸許可をうけるに際し、これら乗員は入国審査官に身分証明書、乗員手帳、旅券又はこれらに代る文書を提示しなければならない。

3. 船長（機長）は、これら乗員で入国審査官から上陸許可書を与えられなかったものをその責任において船内又は飛行場区域内に留め置かなければならない。

4. 入管当局はミスシッ乗員はすべて身柄を収容し、必要あるときは退去強制手続を進める。

ミスシッした乗員で犯罪により逮捕された者があった場合で米軍がその者の裁判管轄権を有しているときは、米国側に引渡すものとする。

(ロ) 米軍が運航している船舶、航空機

1. これら船舶の乗員は大部分米軍関係者であるが、例外的に米軍関係者以外の乗員が勤務している。

入国審査官はこれら米軍関係者以外の乗員が船長又は機長（米軍軍人又は軍属）の発給にかかるその身分を立証する証明書を所持しているときは、審査の上、寄港地上陸を許可することができる。

2. 前記により上陸を許可された者がミスシッしたときは、その者の本邦からの送還は米軍当局の責任とする。

## 7. 資格の変更

米軍関係者として入国した者がその身分を失った後に、一般外国人として日本国に留まり又は留まろうとするときは、米軍当局は遅滞なく、入国管理局長に左の事項を通告しなければならない。

通常このような場合、日本国にとどまろうとする者が、身分喪失前に最寄の入管事務所において一般外国人としての在留資格取得の申請を行ない、右許可があった場合のみ、米軍当局は当該構成員、軍属、家族の日本国内における除隊、解雇等を行なっている。

1. 氏名、性別、国籍、生年月日、

2. 階級、番号、地位
  3. 家族についてはその者を扶養している構成員又は軍属の氏名及び所属部隊
  4. 米軍関係者としての身分を喪失する日付
8. 船舶及び航空機の資格喪失
- 港にある合衆国の関係当局は、当該開港に入った船舶又は航空機が、合衆国軍船舶であるときは、その資格を立証する証明書を税関及び入管出張所に提出しなければならないが、又、港にある船舶又は航空機がその資格を喪失し、又はチャーターもしくは契約により合衆国軍の管理船舶が管理航空機となったときは、直ちにもよりの税関、入管、地方海上保安庁又は航空庁に通報する責任を有する。
9. コントラクターの月報
- 行政協定第14条に定めるコントラクター及びその被用者について、関係米軍当局は入国管理局及び税関部に対し、月報をもって入国、出国、新規雇用、解雇及び日本国内の居所変更について通報を行なうことが定められている。
10. 人の検疫
- 安全保障条約第3条に基づく日米行政協定の本文中に直接検疫の取扱についての明文がないが、外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭和27年法律第201号）の範囲内において、次の措置を実施することに同意している。
- (イ) 合衆国軍に提供している区域に入航する合衆国軍の船舶又は航空機の検疫については、その区域に在勤する検疫担当軍医の申告に基づき、最寄の検疫所長が検疫済証又は仮検疫済証を交付している。
- なお、検疫伝染病が存在する場合は、日本の法律を尊重して合衆国軍の検疫担当軍医が所要の措置を行ない。これらすべてについての通報を最寄の検疫所に行なうこととしている。
- (ロ) 合衆国軍に提供していない港又は飛行場に入航する合衆国軍の船舶又は航空機の検疫については、すべて日本の検疫所が実施している。
11. 動物の検疫
- (イ) 動物及び畜産物で軍用として米国から輸入されるものは、軍隊によって輸送され、その輸入目的に相当の迅速性が要求されており、利用面においても限定されているので、輸入検疫は米側の輸出検疫をもってこれにあてている。
- (ロ) 米国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族が自己の所有になる動物及び畜産物を私的に輸入する場合には、輸入港において日本の家畜防疫官が輸入検疫を行なっている。
- (ハ) 海外で特殊の家畜伝染病が発生し、当該地域よりの動物又は畜産物の輸入によってその伝染病のまん延が懸念される場合には、その輸入の可否について両国間で協議し決定することになっている。
- (ニ) 米軍医が、公用のため臨床及び予防研究のために必要とする材料は、その良心的な管理にゆだね、これらの材料を受領し米側関係機関からその都度文書によって通告を受けることによって了解し、輸入を許可することとしている。
- (ホ) 輸出の場合においては、以上の事項に準じて行なっている。

---

## 米軍の構成員、軍属、家族の出入国（昭和36年3月（追加））

### 米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項（追加）

地位協定第9条6項実施のため、昭和36年3月の日米合同委員会において次のように合意された。

1. 米軍の構成員及び軍属に対する送出要請

- (イ) 日本国政府が送出要請を行なう構成員又は軍属とは、おおむね次の各号にあたるものである。
1. 日本国の精神衛生法に定める精神障害者
  2. 入国後、日本国の外国人登録法令に違反して、禁こ以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡をうけた者は除かれる。
  3. 入国後、麻薬、大麻又はあへんの取締に関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、有罪の判決をうけた者
  4. 20才未満の者で、入国後、長期3年をこえる懲役又は禁こに処せられた者
  5. 前記2. から4. までに定められた者を除く外、入国後、日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、1年をこえる懲役又は禁こに処せられた者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者及び執行猶予の言渡をうけた者は除かれる。
  6. 他の外国人が不法に日本国に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし又は助けた者。
  7. 1. から6. までに掲げる者を除く外、日本国法務大臣が、日本国の利益又は公安を害する行為を行なったと認定する者
- (ロ) 法務省入国管理局は、在日米軍司令部に対し、前記（イ）各号の一に該当すると思料される者について、必要ある場合は情報の提供又は所要の調査を要請することができ、同司令部はこれに協力し、すみやかに回答しなければならないこととなっている。
- (ハ) 日本国政府は、日米合同委員会を通じ、在日米軍当局に対し、前記（イ）各号の一に該当すると認定した者について、事由を付してその者の送出を要請する。

在日米軍当局は、その責任においてすみやかにその者を日本国外へ送出し、送出完了後は、出国日時、出国港、送出手段、送出先等を含む通報を、日米合同委員会を通じて日本国政府あてに行なうこととなっている。若し送出要請に対して異議のある場合は、在日米軍当局は、日本国政府と協議することができる。

2. 米軍の旧構成員若しくは旧軍属又は米軍の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対する退去命令。

(イ) 上陸審査手続における退去命令

1. 上陸審査手続中に退去命令をうけた構成員、軍属の家族は、関係入国管理事務所又は関係出張所において、最寄りの関係米軍当局に対してその身柄を引き渡す。米軍が輸送手段を供する場合は、米軍当局所在地において引き渡すことができる。

しかしながら、商業船舶又は商業航空機で入国したものについて、その運送業者が送還責任を履行する場合は、米軍に引き渡す必要はない。

2. 在日米軍当局は、引き渡をうけた者を、すみやかにその責任において日本国外へ送還し、また在日米軍司令部は、送還完了後、出国日時、出国港、送還手段及び送還先等を含む通報を法務省入国管理局あてに行なう。

(ロ) 退去強制令書

1. 日本国に在留している旧構成員若しくは旧軍属又は構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対する退去強制は、日本国法令に従って行なわれる。日本国政府は、退去強制手続中、必要な場合は在日米軍当局に対し情報及び資料の提供を求めることができるが、他方においては、退去強制手続中の主な処分を在日米軍当局へ通報することになっている。
2. また在日米軍当局は、退去強制手続が開始されたときはいつでも、その進行状況について、関係日本国政府当局に対し説明を求めることができ、審理手続に米軍係官を派遣することができる。
3. 関係日本国政府当局は、退去強制令書を発付したときに、その身柄を相互に合意し得る時間と場所において、関係米軍当局へ引き渡すことになっている。そのために必要な連絡は、在日

米軍司令部又は関係部隊司令官と、関係入管事務所との間で行なわれる。

4. 在日米軍当局は、引渡をうけた者を、すみやかにその責任において日本国外へ送還し、また在日米軍司令部は、送還完了後、出国日時、出国港、送還手段及び送還先等を含む通報を、法務省入国管理局あてに行なうこととなっている。

---

## 米軍の構成員、軍属、家族の出入国（昭和36年8月（改正））

### 米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項（改正）

1. 人の検疫に関して、「米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項」の第10項が昭和36年8月の日米合同委員会において次のように改正された。

地位協定第5条及び第9条の規定の実施に関し次により実施する。

(イ) 合衆国軍に提供している施設又は水域に入る合衆国軍の船舶又は航空機の検疫についてはあらかじめ任命された合衆国軍の検疫官が当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が日本へ導入されるおそれがないか又はほとんどないと認めたときは、あらかじめその地区を管轄する検疫所長が署名し、委託した検疫済証又は仮検疫済証に所要の事項を記入の上、公布している。

なお、検疫伝染病が存在する場合は、その地区を管轄する検疫所長と協議の上所要の措置を取ることにしている。

(ロ) 合衆国軍に提供していない港又は飛行場に入る合衆国軍の船舶又は航空機の検疫についてはすべて日本側において検疫を実施している、

2. 動物検疫に関して、米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項の第11項が昭和36年11月の日米合同委員会において次のように改正された。

動物検疫の目的は、日本に家畜の疾病の侵入とまん延を防止することにある。

1. 公用のため合衆国軍隊によって合衆国から日本に輸入される動物及び畜産物は、米国政府の獣医官によって検査を受け且つ証明されたものに限り日本に輸入後検疫される。
2. 公用のため合衆国軍隊によって合衆国以外の地域から日本に輸入された動物及び畜産物は、輸入後検疫される。
3. 前2項の検疫の結果については、動物検疫所長に報告すること。
4. 米国軍隊の構成員、軍属、家族が私用のために輸入した動物及び畜産物は、日本の法律の定めるところにより家畜防疫官が実施する。
5. 特殊伝染病が発生した場合には、その防疫について日米双方で協議すること。
6. 米国軍隊の正規医務職員は、公用のため病原、治療上の研究用の材料を輸入することができる。
7. 輸出の場合は、輸入に準じて行なうこと。

---

## 人、動物及び植物の検疫（平成8年12月）

### 人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意について

平成8年12月2日  
外務省

本日、日米合同委員会において、出入国分科委員会の勧告を受け、人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意が別紙のとおり承認された。

(別紙)

(全文仮訳)

### 人、動物及び植物の検疫に関する合意

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第5条及び第9条の実施上、以下に掲げる検疫の手続を適用する。

#### A. 人の検疫

- (1) 合衆国の船舶又は航空機とは、合衆国及び合衆国以外の船舶又は航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの、すなわち、合衆国公有船舶、合衆国公有航空機、合衆国被用船舶及び合衆国被用航空機をいう。一部用船契約によるものは、含まない。
- (2) 合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶又は航空機は、乗船者又は搭乗者の国籍又は地位にかかわらず合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受ける。
  - (A) 合衆国軍隊の医務部は、合衆国軍隊の実施する検疫業務について責任を負う。
  - (B) 合衆国軍隊は、合衆国に提供された施設及び区域に係る港及び飛行場ごとに、一又は二以上の者(士官である必要はない。)を検疫官として任命する。所轄の日本国の検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。)は、任命された検疫官の氏名、階級及び所属について通報を受ける。
  - (C) 合衆国軍隊の医官は、必要なときは、前記の各港又は各飛行場において検疫措置を行う。
  - (D) 合衆国軍隊の検疫官は、検疫伝染病の患者若しくはその死体又はペストに感染した若しくはそのおそれのあるねずみ族を船内又は機内において発見したときは、直ちに所轄の日本国の検疫所長に通報する。
  - (E) 合衆国軍隊の検疫官は、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が日本国に持ち込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めるときは、あらかじめ所轄の日本国の検疫所長が署名し、委託した検疫済証又は仮検疫済証に所要事項を記入し、担当検疫官の欄に署名の上、当該船舶又は航空機の長に交付する。合衆国軍隊の検疫官は、仮検疫済証を交付したときは、所轄の日本国の検疫所長に通報する。
- (3) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供されていない港又は飛行場に着くときは、日本国の当局による検疫を受ける。もっとも、搭乗している医官が当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が持ち込まれるおそれがない旨の証明書を提出したときは、検疫済証の交付を受けることができる。
  - (A) 合衆国の船舶又は航空機は、検疫の検査及び許可において優先的な取扱いを受けることができる。
  - (B) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供された施設及び区域以外の港又は飛行場に入るときは、当該船舶又は航空機の長は、検疫に先立って所轄の日本国の検疫所長に通報を行う。
- (4) 合衆国の船舶は、日本国において最初に港に入港したときから検疫済証又は仮検疫済証の

交付を受けるまでの間、検疫信号を掲げる。

- (5) 合衆国の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し検疫措置が必要となるときは、合衆国軍隊が、所轄の日本国の検疫所長と協議の上、当該措置を実施することができる。
- (6) 民間の船舶又は航空機により日本国に入国する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、命令により移動中であるときは、その者の要請により、日本国の検疫当局による許可において優先的な取扱いを受けることができる。
- (7) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が乗船又は搭乗している民間の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し、それらの者に対して検疫措置が必要となるときは、所轄の日本国の検疫所長は、合衆国軍隊に対し、実施した検疫措置を通報する。

## B. 動物の検疫

以下に定める動物の検疫検査は、動物疾病の日本国への侵入及び日本国におけるまん延を予防することを目的とする。

- (1) 合衆国軍隊が合衆国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国から日本国に輸入されるこれらの者の私有する動物（以下「私有動物」という。）（(4)の適用のあるものを除く。）は、合衆国政府の当局による検査及び承認を受け、かつ、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官により、書類審査及び疾病の有無に関する検査を受けたものに限る。当該審査及び検査は、動物及び畜産物を合衆国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。
- (2) 合衆国軍隊が合衆国以外の国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国以外の国から日本国に輸入されるこれらの者の私有動物であつて（4）に定めるものを除いたものは、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官による書類審査及び疾病の有無に関する検疫検査を受ける。当該検査は、動物及び畜産物を合衆国以外の国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。
- (3) 合衆国軍隊の動物検疫官は、検査及び証明の結果についての報告をとりまとめ、四半期毎に日本国政府の動物検疫所長に対して提出する。日本国政府の動物検疫所は、合衆国軍隊の動物検疫官が行う検査に立ち会う権利を有する。
- (4) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、これらの者の私用のために民間の船舶又は航空機により日本国に輸入する動物及び畜産物は、家畜伝染病予防法施行規則に定める港又は飛行場において日本国の家畜防疫官による検査を受け、かつ、同法施行規則及び犬の輸出入検疫規則に従って検疫を受ける。適切な書類が添付され、かつ、日本国の家畜防疫官が適当と認めた私有の犬については、狂犬病予防上必要な措置に関する日本国の家畜防疫官の指示に従うことを条件として、所有者によるけい留を認める。
- (5) 動物の伝染病の発生による緊急事態が発生した場合、合衆国軍隊は当該伝染病のまん延の防止のための合衆国軍隊の当局と日本国の当局との間の協議を通じて、(1)、(2)及び(4)の場合の動物及び畜産物の輸入の停止を含め必要な措置をとる。合衆国軍隊の獣医官は、農林水産省畜産局衛生課長に対し、家畜伝染病予防法により届出が義務付けられている動物の疾病を診断した場合は直ちに報告する。
- (6) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の権限ある医務職員が、病原学、治療及び疾病の予防の研究に必要な、動物の疾病の病原体を含む材料を公用のため日本国に輸入するときは、農林水産大臣の輸入許可を取得する。これらの材料は、日本国の一の動物検疫所に到着の後、日本国の

動物検疫所の指示に従い、合衆国軍隊の受領機関に輸送する。

(7) 輸出の場合は、この合意の規定を準用する。

### C. 植物の検疫

(1) 輸入の禁止されるもの

(A) 植物防疫法施行規則別表1（同規則別表1をこの手続に添付する。）に定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、同規則別表1に定める植物。日本国政府の当局が同規則別表1を改正する毎に、同規則別表1の写しを、日米合同委員会出入国分科委員会を経て、合衆国軍隊に提供する。

(B) 有害動物又は有害植物

(C) 土又は土の附着する植物

(D) 前各号に掲げるものの容器包装

(2) 輸入検査及び輸出国の発行する検査証明書を必要とするもの

合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族が輸入する植物（顕花植物、しだ類、せんたい類（その部分、種子、果実及びむしろ又はこものような加工品を含む。主な例は以下のとおり。）、又はその容器包装であって、ハワイ諸島を含む合衆国又は植物防疫法施行規則別表1に掲げる地域に該当しない地域で生産され又は加工された植物。

(A) 植物、植物の部分及び種子又は球根であって繁殖又は栽植の用に供するもの

(B) 生果実又は生野菜

(C) 食糧、飼料又は油料用に供される穀類及び豆類並びにそれらの副産品で熱処理をされていないもの

(D) コーヒー豆、ココア豆、こしょう、葉たばこその他の、香辛料、調味料の原料

(E) 乾果（あんず、いちじく、かき、しなざるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんについては輸入検査及び検査証明書を免除する。）

(F) かます、なわその他のわら工品

(G) 樹皮の付着した木材類

(3) (1) 及び (2) の品目は、軍事郵便として取扱わない。これらの品目が軍事郵便として到着した場合は、検査のために日本国の植物防疫官に報告する。

(4) 輸入検査は、合衆国軍隊と日本国政府の権限ある者とが共同して行い、追加費用及び生産物の損害が生じないようにできるだけ迅速に行う。検査により、有害動物又は有害植物の危険が判明した場合は、合衆国軍隊の代表者と日本国の植物防疫官との協力により速やかに処分する。

(5) (1) 又は (2) に該当しない品目は、日本国の植物検疫の規定にかかわらず、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により日本国に輸入することができる。

(6) 植物検疫を行う港及び飛行場

(2) により輸入される品目は、植物防疫法施行規則第6条に定める港又は飛行場を通じて輸入する。

(7) 日本国の植物防疫官は、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による輸入により上記品目が到着したことについて通報を受ける。当該通報は、以下の日本国の植物防疫所のうちのいずれかに所在する適当な日本国の当局に行う。

横浜植物防疫所：



横浜植物防疫所（京浜港）

札幌支所

新潟支所

東京支所（京浜港）

川崎出張所（京浜港）

留萌出張所

室蘭・苫小牧出張所

青森出張所

宮古出張所

大船渡出張所

小名浜出張所

酒田出張所

羽田出張所（東京国際空港）

鹿島出張所

晴海出張所（京浜港）

塩釜支所

成田支所（新東京国際空港）

釧路出張所

小樽出張所

函館出張所

八戸出張所

釜石出張所

石巻出張所

秋田出張所（秋田・船川港）

直江津出張所

日立出張所

千葉出張所

大井出張所（京浜港）

名古屋植物防疫所：

名古屋植物防疫所

伏木支所（伏木富山港）

豊橋出張所

衣浦出張所

南部出張所（名古屋港）

四日市出張所

金沢出張所

敦賀出張所

御前崎出張所

清水支所

蒲郡出張所

小牧出張所（名古屋空港）

西部出張所（名古屋港）

富山出張所（伏木富山港）

七尾出張所

田子の浦出張所

神戸植物防疫所：

神戸植物防疫所

大阪支所

広島支所

姫路出張所

岸和田出張所（阪南港）

田辺出張所

浜田出張所

水島出張所

岩国出張所

小松島出張所

詫間出張所

松山出張所

須崎出張所

関西空港支所（関西国際空港）

坂出支所

舞鶴出張所

和歌山出張所（和歌山下津港）

境港出張所（境港）

宇野出張所

尾道出張所

平生出張所

高松出張所

今治出張所

高知出張所

門司植物防疫所：

門司植物防疫所（関門港）

福岡支所（博多港）

鹿児島支所

名瀬支所	
下関出張所（関門港）	若松出張所（関門港）
板付出張所（福岡空港）	伊万里出張所
長崎出張所	佐世保出張所
八代出張所	大分出張所
佐伯出張所	細島出張所
志布志出張所	溝辺出張所（鹿児島空港）

那覇植物防疫事務所：

那覇植物防疫事務所	
那覇空港出張所（那覇空港）	嘉手納出張所（嘉手納空港）
平良出張所	石垣出張所

(8) 合衆国軍隊がいずれかの禁止品目について必要な量又は必要な品質のものを日本国の源泉から調達することができない場合は、合衆国軍隊と日本国の権限ある当局との間で相互に満足な解決を見いだすため協議する。

(了)

(注（沖縄県）：別添の植物防疫法施行規則は略)

-----

## 在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換（平成25年1月）

2013年1月24日

合同委員会への覚書

件名：在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について

1. 参照

- a. 1966年8月4日の第130回合同委員会議事録のパラグラフ5. b. に言及された合同委員会への1966年8月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換について」
- b. 1966年9月1日の第131回合同委員会議事録のパラグラフ7. g. に言及された合同委員会への1966年9月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換の要請に対する回答」

2. 日本国政府及び合衆国政府は、参照1. a. 及び1. b. に含まれた取決めの成立以降の感染症に関する状況の変化を反映するため、前記の取決めに次のとおり改めることを決定した。

「a. 日本国政府及び合衆国政府は、在日米軍の各病院又は各動物診療所の指揮官及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所長が、この覚書の別添1に特定する感染症につき、相互に通報することを確保する。当該通報は、この覚書の別添1に特定する手続に従って行われる。この覚書の別添1の修正が必要となった場合には、いずれの政府も、当該修正を合同委員会に対して提案し、その承認を求めることができる。

b. 日本国政府及び合衆国政府は、特定の施設及び区域並びにその周辺にわたる広範な防

疫措置が必要となった場合には、関係する施設及び区域を担当する在日米軍の病院又は動物診療所の指揮官と、当該地域を管轄する日本国の保健所長とが相互に緊密に協力し、必要な措置をとることを確保する。

- c. 在日米軍の各病院又は各動物診療所及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所は別添2に掲げられる。別添2の修正が必要となった場合には、当該修正は、一方の政府から他方の政府に対し、合同委員会を通じて修正内容を通知することによって行うことができる。」

3. この覚書は、1996年12月2日に合同委員会によって承認された、1996年12月2日付け合同委員会への覚書「人、動物及び植物の検疫に関する合意」に影響を及ぼすものではない。
4. いずれの政府も、この覚書及びその別添の内容を公表することができる。

別添1：通報手続

別添2：在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

2013年1月24日に合同委員会により承認された。

伊原 純一  
合同委員会日本国政府代表

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア  
合衆国海兵隊少将  
合同委員会合衆国政府代表

(別添1)

通報手続

1. 人の感染症

次に掲げる者を確認した場合は、可能な限り早期に通報する。

- ・ 次の1から63に掲げる疾病の患者
- ・ 次の1から7、9、11、12、60及び61に掲げる疾病の疑似症患者（60及び61の疾病については患者が当該疾病にかかっているという十分な理由のある場合に限る。）
- ・ 次の1から62に掲げる疾病の無症状病原体保有者
- ・ 次の63に掲げる疾病にかかっていると疑われる者

1. エボラ出血熱
2. クリミア・コンゴ出血熱
3. 痘そう
4. 南米出血熱
5. ペスト
6. マールブルグ病
7. ラッサ熱
8. 急性灰白髄炎
9. 結核
10. ジフテリア
11. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
12. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって

その血清亜型がH5N1であるものに限る。）

13. コレラ
14. 細菌性赤痢
15. 腸管出血性大腸菌感染症
16. 腸チフス
17. パラチフス
18. E型肝炎
19. A型肝炎
20. 黄熱
21. Q熱
22. 狂犬病
23. 炭疽(そ)
24. 鳥インフルエンザ（12.を除く。）
25. ボツリヌス症
26. マラリア
27. 野兔（と）病
28. ウエストナイル熱
29. エキノコックス症
30. オウム病
31. オムスク出血熱
32. 回帰熱
33. キャサヌル森林病
34. コクシジオイデス症
35. サル痘
36. 腎（じん）症候性出血熱
37. 西部ウマ脳炎
38. ダニ媒介脳炎
39. チクングニア熱
40. つつが虫病
41. デング熱
42. 東部ウマ脳炎
43. ニパウイルス感染症
44. 日本紅斑（はん）熱
45. 日本脳炎
46. ハンタウイルス肺症候群
47. Bウイルス病
48. 鼻疽（そ）
49. ブルセラ症
50. ベネズエラウマ脳炎
51. ヘンドラウイルス感染症
52. 発しんチフス
53. ライム病
54. リッサウイルス感染症
55. リフトバレー熱
56. 類鼻疽（そ）

57. レジオネラ症
58. レプトスピラ症
59. ロッキー山紅斑（はん）熱
60. 新型インフルエンザ<sup>1</sup>
61. 再興型インフルエンザ<sup>2</sup>
62. 指定感染症<sup>3</sup>
63. 新感染症<sup>4</sup>

- 
- 1 新型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもの。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。
  - 2 再興型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。
  - 3 指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病（上記リストの1から61に掲げる疾病を除く。）であって、以下の全ての特徴を有するものをいう。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。
  - 4 新感染症とは、以下の全ての特徴を有するものをいう。人から人に伝染するもの。既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもの。当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であるもの。当該疾病のまん延により人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

## 2. 動物の感染症

次に掲げる動物に、次に掲げる疾病への感染が確認され、又は疑われる場合は、可能な限り早期に通報する。

1. エボラ出血熱（サル）
2. マールブルグ病（サル）
3. ペスト（プレーリードッグ）
4. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）  
（イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン）
5. 細菌性赤痢（サル）
6. ウエストナイル熱（鳥類）

7. エキノコックス症（犬）
8. 結核（サル）
9. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）（鳥類）
10. 新型インフルエンザ（鳥類）
11. 再興型インフルエンザ（鳥類）
12. 狂犬病（犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク）

（別添2）

在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

在日米軍の病院又は動物診療所	在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所
U. S. A. F Hospital (35th Medical Group)	上十三保健所
U. S. A. F Hospital (374th Medical Group)	西多摩保健所
BG Crawford F. Sams US Army Health Clinic	厚木保健福祉事務所 相模原市保健所
Naval Regional Medical Center Japan Branch Dispensary Atsugi	大和保健福祉事務所
U. S. Naval Hospital Yokosuka	横須賀市保健所
Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Iwakuni	岩国健康福祉センター
U. S. A. Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Sasebo	佐世保市保健所
U. S. Naval Hospital Okinawa	中部福祉保健所
U. S. A. F. Hospital (18th Medical Group)	中部福祉保健所

-----

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換（平成25年9月（修正））

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）

2013年9月

平成25年9月の日米合同委員会において、平成25年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」を追加（詳細については別添参照（省略））。

-----

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換（平成27年9月（修正））

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）

平成27年9月11日

平成27年9月の日米合同委員会において、平成25年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を別添のとおり修正することが合意された。

修正事項

- ・「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（MERS）」、「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「麻しん」を追加。
- ・「2. 動物の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（MERS）」及び「鳥インフルエンザ（H7N9）」を追加。

（注：沖縄県）別添は省略

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換（平成28年3月（修正））

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）

2016年3月

平成28年3月の日米合同委員会において、平成25年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を別添のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

- 「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「ジカウイルス感染症」を追加。

（注：沖縄県）別添は省略